

## 令和6年度 第1回尼崎市市民提案事業審査会 議事要旨

- 1 実施日時 令和6年10月16日(水) 午前10時～午前11時40分
- 2 実施場所 尼崎市役所本庁舎 北館4階 4-1会議室(オンライン併用)
- 3 出席者
  - (1) 尼崎市市民提案事業審査会審査会委員：7人
  - (2) 事業所管課：9人
  - (3) 制度所管部局：4人
- 4 議題
  - (1) 開会
  - (2) 傍聴取扱(非公開)の確認
    - ア 委員7人中7人の出席を得て、尼崎市市民提案事業審査会条例第6条の規定により、会議の成立を確認した。
    - イ 尼崎市情報公開条例第24条第2号及び尼崎市市民提案事業審査会傍聴取扱要領(以下「傍聴取扱要領」という。)第2条第3号に基づき非公開とすることを確認した。
  - (3) 会長の選出及び職務代理者の指名
    - ア 委員の互選により、田村委員を会長に選出した。
    - イ 尾崎委員を職務代理者として会長が指名した。
  - (4) 審査対象案件及び募集結果等の概要説明

事務局より、今年度調整を行った計23件の提案のうち、1件を委託事業、2件を協働事業として審査対象としたこと、6件をその他連携事業として取り組んでいくことなどについて、協議結果等を報告するとともに質疑応答を行った。
  - (5) 審査方法等の確認

事務局より、第2回審査会(以下、本審査という)で用いる審査票の案とともに、審査項目及び採択基準の案(原則として各委員の合計点の平均点が70点以上とするなど)について説明した。

審査項目及び採択基準については、審査会において事務局案のとおりとすることを決定した。
  - (6) 提案内容の説明、質疑応答及び審査
    - ア 「コミュニティファームを使った居場所づくり事業」の所管課である福祉局重層的支援推進担当から、提案内容等について、提案書を中心に説明の後、質疑応答を行うとともに、本審査の対象事業とする旨を決定した。
    - イ 「みどりの里親プロジェクト試行における提案」の所管課である都市整備局公園計

画・21世紀の森担当から、提案内容等について、提案書を中心に説明の後、質疑応答を行うとともに、本審査の対象事業とする旨を決定した。

ウ 「市内在留外国人向けの防災に関する啓発のための広報物の作成」の所管課である危機管理安全局災害対策課及び総合政策局ダイバーシティ推進課から、提案内容等について、提案書を中心に説明の後、質疑応答を行うとともに、本審査の対象事業とする旨を決定した。

(7) 本審査の傍聴可否の確認

本審査については、提案団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、尼崎市情報公開条例第24条第2号及び傍聴取扱要領第2条第3号に基づき非公開とすることを確認した。

(8) その他

ア 第1回審査会議事要旨については、各委員の確認を経て、会長が署名するものとする。

イ 本審査については、令和6年10月29日（火）午後3時30分から、尼崎市役所本庁舎北館4階4-1会議室で執り行うことを確認した。

以 上